



ちくほう 労働者支援だより

2026年 秋号



日曜労働相談会 (後期)

相談無料、秘密厳守

平日に相談できない方、利用ください！

- 日時 **11月15日(日)** 10時～18時(受付17時30分まで)
内容に応じて**弁護士相談を実施**(15時～17時)します。
※混雑時はお待ちいただくことがありますので、できるだけ、予約をお願いします。
(予約なしでも相談できます。)

- 会場 筑豊労働者支援事務所 (県内4労働者支援事務所で同時開催)

- 相談方法 電話または来所面談

- お問い合わせ先 筑豊労働者支援事務所 **0948-22-1149**



ホームページもご覧ください

次の特別労働相談会の予定は、

解雇、雇止め集中相談会 (令和9年) 2月16日(火)、17日(水)

福岡県の最低賃金は、令和8年10月4日から

1時間 **1,114円** に改定されました。

(※令和8年10月3日まで1時間1,057円)

- 「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、働くすべての人に適用されます。
- 最低賃金には精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外労働・休日労働等の割増賃金、賞与、臨時の賃金は算入されません。
- 日給の場合は【日給÷1日の所定労働時間】、月給の場合は【月給÷1箇月の平均所定労働時間】の金額を比較してください。
- 特定の産業には別途、特定最低賃金が定められています。



- ◆ 製鉄業等、電子部品等製造業等、輸送用機械器具製造業、自動車(新車)小売業 等
※18歳未満又は65歳以上の方、雇用後一定期間未満の技能習得中の方、その他当該産業に特有の軽易な業務に従事する方は除きます。

☞ 詳しくは、福岡労働局労働基準部賃金室(電話:092-411-4578)または、お近くの労働基準監督署にお尋ねください。最低賃金特設サイトもあります。



最低賃金 特設サイト

検索

経営者の皆様へ

経営者の皆様、仕事と家庭の両立の実現や多様な人材が意欲を持ち能力を発揮できる魅力ある職場づくり実現するため、職場の働き方を見直しませんか。

県では働き方の見直しに取り組む企業等の皆様の支援のための

登録制度(「よかばい・かえるばい企業」)を設けています！！

「よかばい・かえるばい企業」に登録すると・・・

・県の競争入札参加資格審査における「地域貢献活動評価」の加点対象！

※「5.雇用拡大」及び「36.働き改革」の2項目が対象

※加点を受けるには他にも要件があります。詳しくはHPへ

・魅力ある職場づくりに役立つ、セミナー等の情報を提供！等

内容の詳細、
参加申し込みは、
こちらから！！



筑豊地域では、すでに**362(全県1,853)**の
企業等に登録いただいています。(令和8年9月末現在)

登録すると発行されます！



「労働経営セミナー」及び「労働教育講座」のご案内

勤労者、経営者、人事労務担当者または、「メンタルヘルス対策」「求職者へのセクハラ防止」に関心のある一般県民を対象として、労働経営セミナー及び労働教育講座を実施します。

受講無料！
(要申込・先着順)

【定員】

各会場：25名

各オンライン：500名



オンライン(Zoom)同時開催！

1 労働経営セミナー

(1)日 時：令和8年11月11日(水)

14時30分～16時30分

(2)場 所：立岩交流センター 2階 第5研修室

(3)テーマ：企業の成長を支えるメンタルヘルス対策
～離職防止・生産性向上につながる職場づくり～

(4)講 師：高橋 美紀 氏

(特定社会保険労務士・産業カウンセラー)

2 労働教育講座

(1)日 時：令和8年11月11日(水)

18時30分～20時00分

(2)場 所：立岩交流センター 2階 第5研修室

(3)テーマ：令和8年10月改正法に対応！
求職者へのセクハラ防止義務化と企業の実務対応
～就活セクハラを防ぐ相談体制の構築と
発生時の迅速・適切な事案解決策～

(4)講 師：若林 映里 氏

(特定社会保険労務士・産業カウンセラー)

内容の詳細、参加申し込みは、
こちらをご覧ください。



【お問い合わせ先】

福岡県 人材育成・活躍推進部 人材活躍・労働総務課(労働調整係)

(TEL) 092-643-3587

10月からハラスメント対策が強化されました!!

令和8年10月から職場におけるハラスメント対策が強化されました。事業主には、「カスタマーハラスメント」と「求職者等に対するセクシュアルハラスメント」の防止に向けた措置が義務付けられました。

カスタマーハラスメント(カスハラ)とは

職場において行われる

- ① 顧客等(取引の相手方等も含みます)の言動であって
 - ② 雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、
 - ③ 労働者の就業環境が害されるものであり、
- ①から③までの3つの要素を全て満たすものをいいます。

【例】 ■商品・サービス等と全く関係のない要求 ■殴る、蹴る、物を投げつける等の身体的な攻撃
■人格を否定する言動や土下座の強要等の精神的な攻撃
■同様の質問や責め立ての執拗な繰り返し ■長時間に渡る居座りや電話での拘束

※顧客等からの苦情の全てが該当するわけではなく、客観的にみて、社会通念上許容される範囲で行われたものは、カスタマーハラスメントには当たりません。



求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは

事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により**求職者等による求職活動等**が阻害されるものをいいます。

【例】 ■求職者等の腰、胸等に触る行為 ■性的な冗談やからかいを意図的かつ継続的に行う行為
■性的な内容を含むポスターや画面の表示を行う行為
■性的な事実に関する質問を面接中に行う行為
■性的な関係を求める行為 ■執拗に私的な食事に誘う行為



ハラスメント対策は事業主の義務です!



カスタマーハラスメントに限らず、事業主には、ハラスメント防止のための次の雇用管理上の措置が義務付けられ、これらを必ず行わなければなりません。

- 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- 👉 下の**相談窓口の設置と周知**
- ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応
- 併せて講ずべき措置(プライバシー保護、不利益取扱いの禁止等)

※カスタマーハラスメントは、その対応の実効性を確保するために必要な抑止のための措置が含まれます。

派遣労働者には、派遣元のみならず、派遣先事業主も措置を行わなければなりません。

くわしくは、右の二次元コード厚生労働省の「**事業主が講ずべきハラスメント対策パンフレット**」を参照ください。



ハラスメント相談窓口の設置と周知

事業主は、**相談窓口**を定め、労働者に周知しなければなりません。窓口は、形式的に設けるだけでなく、実質的な対応が可能な、労働者が利用しやすい体制を整備してください。面談だけでなく、電話・メール等の複数の方法で受けられるようにしてください。

労働者は、まずは、事業所の**相談窓口**での相談をお勧めします。
それでも解決しないときには、**筑豊労働者支援事務所**に相談してください。
事業所の方も、困ったら、気軽に相談してくださいね。



いんふおめーしょん(information)

労働条件通知書

10月からの労働条件通知書

事業主は労働者を雇用するときは、賃金や労働時間などの労働条件を明示しなければなりません。労働条件、知っていますか？(二次元コード👉)



労働条件通知書	
労働者	事業主
氏名	
生年月日	
性別	
1.	
2.	
3.	

労働条件の明示を適切に行うため、厚生労働省では「労働条件通知書」のモデル様式を公開しています。10月からパートタイム・有期雇用労働者の待遇に関するルールが変更され、「待遇の相違内容・理由等に関する説明を求める権利があること」を明示することが義務付けられました。これに伴い、「労働条件通知書」のモデル様式も改定されています。



詳細および様式のダウンロードについては、厚生労働省のホームページ「主要様式ダウンロードコーナー(労働基準法等関係主要様式)」を確認ください。(二次元コード👉)

下部の「必要に応じて事業場で使用してください」の欄にあります。



バイトを
辞めさせられそう

賃金を
払ってくれない



学生のみなさま、バイトのトラブル相談ください！
(英語版チラシあります～English version available)

いじめ、セクハラ、もう限界！

シフトを増やされて休めない



相談は、福岡県筑豊労働者支援事務所まで(二次元コード👉)

・県の相談員が、電話、面談、メールによる相談に対応します

・相談無料・秘密厳守。相談者の了解無しに、バイト先に連絡することはありません。



労働者支援事務所での通訳支援

～Interpretation Support for Labor Consultation Offices



外国人のみなさまが母国語で相談できるよう、外国人の労働相談に多言語による通訳支援を行います。当所ホームページ(二次元コード👉)を確認ください。

※英語版チラシあります(English version available)



子育て女性の働きたい！を応援します！

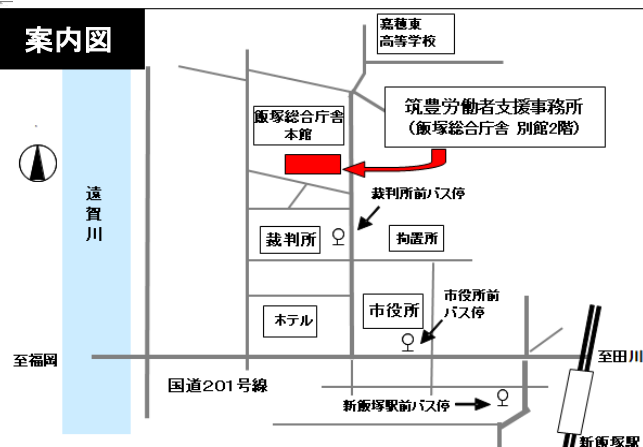
働きたい女性の就職に関するご相談をお受けし、お仕事を紹介します。

福岡県ママと女性の就業支援センター

☎ 0948-22-1681

(月～金曜 8:30～17:15 祝日・年末年始を除く)

案内図



■編集・発行■

令和8年10月発行

福岡県筑豊労働者支援事務所

〒820-0004

飯塚市新立岩8番1号 福岡県飯塚総合庁舎 別館2階

TEL: 0948-22-1149 FAX: 0948-22-4118

e-mail: chikuhou-lao@pref.fukuoka.lg.jp

筑豊労働者支援事務所

ホームページで情報発信中！



<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/soshiki/4613403/>